

第7章 刑事責任の消滅およびその効果

第1節 刑事責任を消滅させる原因

第130条 (2021年改訂) ① 刑事責任は次の場合消滅する：

1. 犯人の死亡により。
2. 刑の履行により。
3. 第87条第1項および2項の規定に従って、刑の確定的免除により。
4. 恩赦により。
5. 被害者の宥恕により。被害者の請求により追求できる軽罪であるとき、または、法律がそう規定するとき。宥恕は、判決が下される前に明示的に与えられなければならない。このため、判決裁判官または裁判所は判決を下す前に被害者の意見を聞かなければならない。

年少者または特別の保護を必要とする障害者に対する（明白に個人的法益に影響する）犯罪では、被害者の宥恕は刑事責任を消滅させない。

6. 犯罪の時効により。
7. 刑の、または、保安処分の時効により。

② 法人の組織変更、合併、吸収または分割はその刑事責任を消滅させない。刑事責任は（それに）組織変更される、合併または吸収する法人に移転する、また、分割後の法人に及ぶ。裁判官または裁判所は、法人への刑罰の移転を、元々犯罪に責任がある法人がその法人に有する持分の比率で軽減することができる。

法人の隠匿解散または単なる表見解散は刑事責任を消滅させない。いずれにしても、その経済活動が継続し、顧客、供給者および従業員の同一性、または、それらの重要部分の同一性が保たれているときは、法人の隠匿解散または単なる表見解散とみなされる。

第131条 ① 犯罪は次の年数で時効にかかる：

20年で、犯罪に規定される最大刑が15年以上の禁固のとき。

15年で、犯罪に規定される最大刑が10年超の公権剥奪のとき、または、10年超で15年未満の禁固のとき。

10年で、犯罪に規定される最大刑が5年超で10年を超えない禁固または公権剥奪のとき。

5年で、その他の犯罪のとき。1年で時効にかかる軽罪および侮辱・名誉棄損罪を除く。

② 法律で規定される刑が複合（刑）のときは、本条に含まれる規則の適用について、時効には刑期が長い規則が適用される。

③ 人道に対する罪、ジェノサイドの罪、および、第 614 条で罰せられるのを除いて武力衝突の場合で保護される人身および財物に対する罪は、いかなる場合でも時効にかからない。

また、テロリズムの罪は、人を死亡させると、時効にかからない。

④ 罪の競合または牽連犯罪の場合は、時効期間は最も重い罪に対応する。

第 132 条 (2023 年改訂) ① 前条の期間は、処罰可能な犯罪が行われた日から数えられる。(複数犯罪行為による) 継続犯(*delito continuado*)、(一個の犯罪行為による) 継続犯(*delito permanente*)の場合、また、常習性を要求する犯罪の場合は、(時効) 期間は、それぞれ、最後の犯罪が行われた日、不法状態が解消された日、その(常習) 行動が止んだ日から数えられる。

次段で規定される犯罪を除いて、同意なし堕胎、傷害、自由に対する、拷問、および、精神の健全性に対する、性的自由・安全に対する、プライバシー、肖像権および住居不可侵に対する、また、家族関係に対する犯罪の場合は、被害者が未成年者のとき、(時効) 期間は成年に達したときから数える。また、成年前に死亡したときは、死亡の日から数える。

殺人未遂の罪、第 149 条および第 150 条の傷害の罪、第 173 条規定の常習的虐待の罪、性的自由に対する罪および人身売買の罪において、被害者が 18 歳未満の者であったときは、(時効) 期間は 35 歳になったときから数える。また、その年齢の前に死亡したときは、死亡の日から数える。

② 時効は、次の規定に従って、(司法) 手続きが犯罪被疑者に請求されるときに中断され、経過時間は無効となり、また、手続きが麻痺状態になった、または、有罪判決なしに終了したときから、新たに進行する。

1. (司法) 手続きは、ある特定の者に対して、訴訟事件を開始する時または事後に、犯罪構成被疑行為への推定参加がその者に帰属するとの理由付き(裁判所の) 裁定が下されるときから、請求されたものとみなされる。

2. 前号に係わらず、犯罪構成被疑行為への推定参加がある特定の者に帰属するとの司法機関への告訴の提起または告発は、告訴提起または告発の日から数えて最大 6 月まで時効のカウントを停止させる。

当該期間内に告訴または告発された者に対して、あるいは、(犯罪) 行為に関連するその他のいかなる者に対して第 1 号に言及される裁判所裁定のなんらかが下された場合は、時効の中断は告訴提起または告発の日に遡及してなされたものとみなす。

反対に、時効期間のカウントは、6 月の間に告訴または告発を(訴訟に) 受理しないとする、または、被告訴人または被告発人に司法手続きしないとする裁判所の確定裁定が出た場合、告訴提起または告発の日から継続する。また、当該期間内に予審裁判官が本条に規定するなんらかの裁定をしなかった場合も、カウントは継続される。

③ 本条のため、訴訟を提起される者は、その者の直接的身元確認により、あるいは、(犯罪) 行為が帰属する者たちの組織またはグループの中で当該身元確認を事後になさせ得るデータにより、裁判所裁定において十分特定されていなければならない。

④ その捜査が欧州検事局(Fiscalia Europea)により取られた司法手続きにおいては、時効は次の場合中断する：

a) ある特定の者に対して捜査が、前項の条件で充分身元特定され、また、理由付き Decreto にそのように反映されて、向けられるとき。

b) 犯罪構成被疑行為への推定参加がある特定の者に帰属するとの欧州検事局への告訴または告発が提起される時。本条第2項第2号が適用される結果となる。

第133条 ① 確定判決により科された刑は、次の年数で時効にかかる：

30年で、20年超の禁固刑のとき。

25年で、15年以上で20年を越えない禁固刑のとき。

20年で、10年超の公権剥奪刑および10年超で15年未満の禁固刑のとき。

15年で、6年超で10年を超えない公権剥奪刑および5年超で10年を超えない禁固刑のとき。

10年で、残りの重刑のとき。

5年で、準重刑のとき。

1年で、軽刑のとき。

② 人道に対する罪、ジェノサイドの罪、および、第614条で罰せられるのを除いて武力衝突の場合で保護される人身および財物に対する罪により科される刑は、いかなる場合でも時効にかからない。

また、テロリズムの罪により科される刑は、人を死亡させると、時効にかからない。

第134条 ① 刑の時効の期間は、確定判決の日から、または、刑の履行が開始した場合は、刑罰の違背（のとき）から計算される。

② 刑の時効の期間は、次の間停止する：

a) 刑の執行停止中。

b) 他の刑の履行中、第75条の規定が適用される時。

第135条 ① 保安処分は、3年超の自由剥奪の場合、10年で時効にかかる。また、3年以下の自由剥奪または他の内容を含む場合、5年で時効にかかる。

② 時効の期間は、保安処分を科す裁定が確定した日から数える、または、継続的履行の場合は、履行を開始すべきであったときから数える。

③ 保安処分の履行が刑の履行の後である場合、期間は刑の消滅から数える。

第2節 犯罪前歴の抹消

第 136 条 ① 自分の刑事責任を消滅させた既決囚は、次の期間犯罪を犯さないで過ごしたときは、その犯罪前歴の抹消を、職権でまたは当事者の請求により、司法省から得る権利を有する：

- a) 軽刑については 6 月。
- b) 12 月を超えない刑および過失犯罪で科された刑については 2 年。
- c) 残りの 3 年未満の準重刑については 3 年。
- d) 残りの 3 年以上の準重刑については 5 年。
- e) 重刑については 10 年。

② 前項に係わる期間は、刑が消滅した日の次の日から数える。しかし、刑の消滅が条件付き免除で生じる場合は、その期間は、確定的免除を得たときに、この利益を享受しなかった場合に刑が満了する日の次の日に遡及させて数える。この場合、刑の期間の計算のための初日として（刑の）停止を得た日の次の日を採用する。

③ 法人に科された刑および第 129 条の付加刑は、本条第 1 項の規定に従って、対応する期間で抹消される。ただし、（法人の）解散または活動の確定的禁止が取り決められた場合を除く。これらの（ただしの）場合は、判決確定の次の日から数えて 50 年経過すると（法人登記の）付記登録が抹消される。

④ 受刑者および出廷欠席者の中央登録所（Registro Central de Penados y Reberdes）の種々のセクションへの前歴の登録は非公開である。その前歴が有効な間は、その（登録）規則に規定される制限と保護の下で、また、法律で規定される場合に、証明書が発行される。いずれにしても、裁判官または裁判所が請求する証明書、抹消登録に係わるか否かの証明書が、後者の事情を明示的に明らかにして、交付される。

⑤ 抹消について本条に規定する要件が満足されても、抹消なされなかった場合は、裁判官または裁判所は、それらの事情が証明されると、当該前歴を考慮しない。

第 137 条 本法または他の諸刑法の規定に従って科された保安処分の付記登録は、それぞれの処分が履行された、または、時効にかかったときは、抹消される。一方、法律で規定される場合に、登録所が裁判官または裁判所あるいは行政当局に交付する証明書のみ（保安処分の付記登録は）表記される。